

○国立大学法人浜松医科大学研究成果有体物取扱規程

(平成 24 年 4 月 12 日規程第 1 号)

改正 平成 31 年 3 月 27 日規程第 34 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人浜松医科大学（以下「本法人」という。）における研究等の成果として生じた有体物（以下「成果有体物」という。）の取扱いについて規定し、成果有体物の移転及び学術・産業上の利用の促進等を図り、もって社会に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「成果有体物」とは、研究（臨床等を含む。）の過程において、または研究の結果として得られた材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、蛋白質等をいう。）、試作品、実験装置等のうち、学術的・財産的価値その他価値のある有体物のことをいう。ただし、論文、講演その他著作物に関するものを除く。

(2) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 本法人の役員及び職員（寄附講座及び寄附研究室の職員を含む。）

イ その他、本法人との間で成果有体物について契約を締結している、あるいは、本法人との間で成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している客員教員、学生、研究員及び派遣職員

(3) 「外部機関等」とは、本学以外の学術研究機関、企業その他の団体及び個人をいう。

(帰属)

第 3 条 職員等によって本法人において得られた成果有体物は、原則として本法人に帰属する。

(管理)

第 4 条 職員等によって本法人において得られた成果有体物は、原則として当該職員等が適正に管理するものとする。

(提供)

第 5 条 職員等は、学術研究又は産業利用のために、外部機関等に対し、有償又は無償で成果有体物の提供を行うことができる。

2 成果有体物を提供する場合には、法令等に違反することなく、適切な契約を締結した上で提供するものとする。

(届出)

第6条 職員等は、前条に基づき成果有体物を外部機関等へ提供する場合及び退職又は異動後も自らの研究目的のため成果有体物の継続使用を希望する場合、その他必要がある場合には、事前に産学連携・知財活用推進センター長へ届け出るものとする。

(補償)

第7条 本法人は、成果有体物の提供により収益が得られた場合には、収益から成果有体物の提供に際して本法人が負担した実費（送料等）を控除した上で、国立大学法人浜松医科大学職務発明規程第9条の規定に準じた扱いで職員等に補償金を支払うものとする。

(庶務)

第8条 成果有体物の取扱いに関する事務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月27日規程第34号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。